



山形県公報

令和元年10月4日(金)
第44号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(子育て支援課) ……565
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……566

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………( 同 ) ……567
- 地域登録検査機関の登録の更新……………( 同 ) ……568

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会10月定例会の招集……………570

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……571
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……572

### 正 誤

## 規 則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第29号

##### 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「第2号から第8号まで」を「次の各号」に改め、同項第1号中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。」又は準耐火建築物(」に、「(同号口)を「をいい、同号口)に、「。)」を「。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月4日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第30号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第28条第2項第2号から第8号まで」を「第28条第2項各号」に改める。

第14条の表中「耐火建築物又は」を「耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（に、「（同号ロ）を「をいい、同号ロ」に、「除く。）」を「除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」に、

「耐火建築物」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月4日

山形県知事 吉村美栄子

Table with 4 columns: 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地, 事業所の名称及び所在地, 障害福祉サービスの種類, 指定年月日. It lists four service providers and their details.

山形県告示第335号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和元年10月4日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 登録年月日及び登録番号

- 令和元年9月24日  
104
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
板垣糧穀株式会社  
代表取締役 板垣 眞司  
山形市西崎49-2
  - 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
  - 4 登録の区分  
品位等検査
  - 5 農産物検査を行う区域  
山形県
  - 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所            | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|----------------|------------|
| 板 垣 隆 志 | 山形市飯田西四丁目12-11 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

**山形県告示第336号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
鶴岡市農業協同組合  
代表理事組合長 佐藤 茂一  
鶴岡市日吉町3-1
- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類                   |     |            | 変更年月日                                |
|------------------------------------------------|-----|------------|--------------------------------------|
| 変更前                                            | 変更後 | 備考         |                                      |
| 黒田 哲夫<br>東田川郡三川町大字横川字隠里70<br>もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和元年8月27日<br>（佐藤敦宏に係るものについては同年9月24日） |
| 三浦 稔<br>鶴岡市八ツ興屋字土谷俣19<br>もみ、玄米、大麦、大豆、そば        |     |            |                                      |
| 佐野 満<br>鶴岡市本町三丁目21-15<br>もみ、玄米、大麦、大豆、そば        |     |            |                                      |
| 佐藤 博<br>鶴岡市大山三丁目11-10<br>もみ、玄米、大豆              | 同 左 |            |                                      |
| 林 真太郎<br>鶴岡市若葉町20-6<br>もみ、玄米、大豆                | 同 左 |            |                                      |

|                                          |                                    |  |
|------------------------------------------|------------------------------------|--|
| 高橋 弘<br>酒田市若原町15-39<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左                                |  |
| 難波 俊幸<br>鶴岡市上山谷前沢47<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左                                |  |
| 菅原 透<br>酒田市広野大字十五軒84<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左                                |  |
| 菅原 隼希<br>鶴岡市伊勢横内字伊勢郷60<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左                                |  |
| 鈴木 伸明<br>鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-143<br>もみ、玄米、大豆 | 同 左                                |  |
| 吉住 吉美<br>鶴岡市井岡甲95<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左                                |  |
| 石井 隆<br>鶴岡市朝陽町20-17<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左                                |  |
| 須田 朗弘<br>鶴岡市中京田乙103<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左                                |  |
|                                          | 佐藤 敦宏<br>鶴岡市みずほ24-5<br>もみ、玄米、大豆、そば |  |

**山形県告示第337号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和元年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和元年9月24日  
82
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人太ももの会  
代表理事 渋谷 嘉明  
酒田市広野字福岡628-2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ 国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所         | 農産物検査を行う<br>農産物の種類 | 備 考        |
|---------|-------------|--------------------|------------|
| 加 藤 礼 則 | 酒田市広野字福岡138 | 飼料用もみ、飼料用玄米        | 国内産農産物に限る。 |
| 加 藤 芳 朗 | 酒田市広野字福岡138 | もみ、玄米              |            |

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和元年9月24日  
83
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
ラプライス庄内株式会社  
代表取締役 佐藤 敏  
鶴岡市美原町26-44
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所         | 農産物検査を行う<br>農産物の種類 | 備 考        |
|---------|-------------|--------------------|------------|
| 佐 藤 敏   | 鶴岡市美原町26-44 | 玄米                 | 国内産農産物に限る。 |
| 佐 藤 佳 一 | 鶴岡市古郡字金清水67 | 玄米                 |            |
| 石 田 裕 磨 | 鶴岡市末広町27-11 | 玄米                 |            |

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和元年9月24日  
84
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社野川ファーム  
代表取締役社長 野川 晶弘  
天童市万代1-2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ 国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所              | 農産物検査を行う<br>農産物の種類 | 備 考        |
|---------|------------------|--------------------|------------|
| 伊 藤 博 美 | 天童市芳賀タウン北一丁目1-28 | もみ、玄米              | 国内産農産物に限る。 |

|         |                                    |             |
|---------|------------------------------------|-------------|
| 細 谷 浩 司 | 東根市大字羽入1715-8                      | 玄米          |
| 岡 崎 直 人 | 西村山郡河北町谷地庚1104                     | 玄米          |
| 高 橋 清 信 | 酒田市下青沢字山添175                       | 玄米          |
| 加 藤 宙   | 酒田市松原南14-7                         | 玄米          |
| 山 口 敏 春 | 宮城県仙台市青葉区上愛子字蛇台原52-43              | 飼料用もみ、飼料用玄米 |
| 深 瀬 和 浩 | 東根市本丸北一丁目6-12                      | 飼料用もみ、飼料用玄米 |
| 菊 地 輝 久 | 山形市大字向新田字向野276-2                   | 飼料用もみ、飼料用玄米 |
| 鈴 木 祐次郎 | 山形市あけぼの一丁目6-25 シャ<br>ルムAKEBONO 101 | 飼料用もみ、玄米    |
| 村 上 大 輔 | 東田川郡庄内町廿六木字三百地77-1                 | 飼料用もみ、玄米    |
| 阿 部 久 栄 | 東村山郡中山町大字長崎6118-46                 | 飼料用もみ、飼料用玄米 |
| 吉 田 政 宏 | 山形市七日町一丁目4-47 シティ<br>タワー山形七日町1805号 | 飼料用もみ、飼料用玄米 |
| 堀 子 陽 一 | 東根市神町東一丁目4-14-7                    | 飼料用もみ、飼料用玄米 |
| 管 祐一郎   | 西村山郡河北町谷地字砂田233-4                  | 飼料用もみ、飼料用玄米 |
| 卯 月 博 英 | 寒河江市西根一丁目2-3                       | 玄米          |
| 林 郷 祐 大 | 山形市清住町二丁目8-46                      | 玄米          |
| 後 藤 竜 也 | 山形市円心寺22-4                         | 玄米          |
| 石 川 智 文 | 鶴岡市野田目字砂田56                        | 玄米          |
| 柴 田 嘉 也 | 新庄市大字泉田字泉田295                      | 玄米          |
| 鈴 木 翔   | 西村山郡大江町大字左沢966-5                   | 玄米          |

## 教育委員会関係

### 告 示

**山形県教育委員会告示第6号**

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

令和元年10月4日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和元年10月7日（月） 午後2時30分

- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 令和2年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部の入学者募集について
- (3) 令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- (4) 山形県教員資質向上協議会の委員の任命について

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和2年2月4日まで縦覧に供する。

令和元年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン東根神町  
東根市神町西五丁目1015番64外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称             | 所 在 地             |
|-----------------|-------------------|
| (仮称) ヨークタウン東根神町 | 東根市神町西五丁目1015番64外 |

(変更後)

| 名 称        | 所 在 地             |
|------------|-------------------|
| ヨークタウン東根神町 | 東根市神町西五丁目1015番64外 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 真 船 幸 夫 |
| 未 定         |                  |         |

(変更後)

| 名 称         | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 真 船 幸 夫 |

|                 |                        |         |
|-----------------|------------------------|---------|
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 順   |
| 株 式 会 社 大 創 産 業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 靖 二 |

3 変更年月日

令和元年9月11日

4 届出年月日

令和元年9月11日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年2月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年10月4日

山形県村山総合支庁長 松 田 義 彦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室
- (2) 日時 令和元年11月13日（水） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,565,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同



じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和元年10月29日(火)午後4時まで山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,565,000kg

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. November 13, 2019

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan  
TEL 023(621)8185

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤         | 正         |
|------------|------------|-----|----|-----------|-----------|
| 令和元. 7. 23 | 第23号       | 307 | 14 | 225, 093円 | 238, 092円 |
| 同          | 同          | 同   | 15 | 257, 397円 | 272, 105円 |
| 同          | 同          | 同   | 16 | 32, 304円  | 34, 013円  |